

## 一 医療法人への税務調査対策一

### ・調査対象の選定

1. KSKシステムの活用
2. 診療科別平均値からハズレている医療機関
3. 前年比収入増にもかかわらず、利益が著しく減少している医療機関

### ・調査方法

初心調査官は単純な少額申告漏れで調査終了することが多いが、ベテラン調査官になると少額の申告漏れは指導で終了してもらうことが可能である。さりげない会話の中で重大な申告漏れ等の有無を確認している。次に重加算税第一主義の為、もし調査官による「申述書」の要請があった場合は断固拒否してください。

### ・修正申告

「修正申告」と税務署による「更正決定」は結果は同じであり、修正申告の場合は不服申立ての機会が失われます。修正申告を勧められた場合は対抗策として、修正額すなわち追徴税額を減額する交渉が可能です。

### ・調査の準備書類 一現在は過去3年分一

1. 総勘定元帳
2. 伝票（注意事項：付箋その他の印、鉛筆の書き込み、メモ用紙等）
3. 請求書、領収書（金額の改ざん等）
4. 各種契約書（印紙確認）：当方の契約者は法人か個人か
5. 当月の現金勘定の確認
6. タイムカード、給与台帳、源泉徴収簿
7. 棚卸の原紙資料
8. 経理担当者の書類のメモ等の整理、金庫の整理
9. 藏事録：医療法上は年2回必要

### 税務調査のポイント①

1. 税務調査の場所は医療機関内に限定されません。自宅又は、会計事務所を利用されることを薦めます。
2. 税務調査官は確認のため必ず「身分証明書」と「検査証」を持参しています。その検査証には医療機関の事業に関し、税務調査に必要な検査事項が示してあります。まず調査官に確認してください。
3. 理事長自宅専用箇所のプライベート部分に調査の意向を示した場合は、内容にかかわらず必ず拒否してください。理事長の自宅のプライベート部分の調査については「検査証」には記入はありません。よって本来は検査ができません。又、理事長自宅のプライベート部分の調査は裁判所発行の令状がある場合に限ります。

### 税務調査のポイント②

税務調査は、原則として、調査日時などをあらかじめ電話により納税者に通知することとなっていますが、医療機関に関しては、患者との現金取引が主であることから、事業実態の確認を行う必要がある場合に限り、例外として、事前通知がない場合があります。この場合は事務所に連絡をもらうこと。税務調査は任意調査となっていますので(強制的権限行使する査察調査の場合は、裁判所が発する令状を持参)必ず、どのような事業実態の確認かを署員に問い合わせ、目的(医療機関の場合は、その調査時点の現金有り高と現金出納帳との合意が主たる目的)とする確認のみの調査とし、その後は、当事務所と相談の上、税務調査日時を課税庁に伝えるようにしてください。

### 税務調査のポイント③

収入計上時期、すなわち収益の計上の認識をどのように行っているのかです。ここに、患者との取引とは、契約の内容等においては、収益実現基準に合理性があるのかが問われます。次のポイントは医業原価の計上についてです。すなわち医業原価については、その引渡しがあった日がいつであるかの合理的な基準により、継続して計上を行うこととしている日とされます。及び医業原価を故意に高く計上しているかのチェックがされます。最後に経費については、適切な法令解釈あるいは法令の適用がされているか、すなわち、納税者の主張を把握し、課税庁はその事実認定に基づいて十分に法令の検討を行った上で、適正な課税処理を行う必要があります。経費について、具体的には、人件費の処理(架空人件費)と派遣による外注委託費との処理区分が適正であるかどうか、次に、交際費の事実認定があります。事実認定の確認は課税庁が行うことを忘れないでください。

### 税務調査のポイント④

事実関係で重要なことは、先ず、契約関係あります。取引関係では取引の相手方との契約書は必ず医療法人であることが要求されます。次に所有関係ですが、固定資産、例えば車両につきましては所有者登録が医療法人なのか、理事長個人の所有となっているのか固定資産の所有関係を明確にする必要があります。このように、取引関係や、固定資産の所有関係は、事実関係を書類で判断されることとなりますので、十分な注意を要します。

#### その他のポイント

- ・カルテ検査は問題ないが、患者の個人情報の保護の為、税務職員の住所を聞いて近い場合は拒否する。
- ・同族会社の行為計算の否認には医療法人は該当しない。
- ・医療機関の職員等に対する窓口一部負担金の免除は認められない。税務上の対策としては「傷病見舞金規定」に基づき、当該医療機関の領収書と交換に当該職員等に「相当の見舞金」として補助するようとする。
- ・医療機関が保育所を運営する場合の利用者（職員）の経済的利益として医療機関が自前で施設を運営する場合はミルク代、おむつ代等の実費負担を除き、給与として課税しなくて差し支えないものと考える。施設の運営を外注委託している場合は当該施設運営に要する直接費に当該施設を利用する予定の想定人数で除し、一人当たりの当該施設利用金額を算出し、当該算出された金額の50%相当額を当該利用者から徴収している場合は勿論のこと実費負担の徴収分にあっても福利厚生の性格が強いことから、課税しなくて差し支えないものと考える。
- ・医療法人成りに伴う従業員退職金の債務の取り扱いは次の事実関係により従業員退職金の支払債務は成立していると判断するのが相当である。
  - (1) 従業員退職金の支払いについて、労使間で事前の協議が整っていた。
  - (2) 従業員全員にその協議内容を周知させていた。
  - (3) 従業員全員が上記（1）及び（2）について了解の下に院長に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。
  - (4) 医療法人において、当該従業員退職金は預り金として処理、原処分庁は個人事業を廃止していわゆる法人なりをしたことに伴い、その事業廃止年分の必要経費に算入した従業員退職金は退職金支給規定の支払事由に医療法人成りの定めがないこと及び、労使協定書に従業員の有する全ての権利義務が法人へ承継される旨規定されていることから、従業員退職金の支払債務は法人成り後の医療法人の退職金支給規定に規定された支給事由が生じたときに初めて発生すると解するべきとされているが、上記（1）～（3）に掲げる通り、従業員退職金の支払債務は成立していると判断するのが相当である。